

## 10. インド、パキスタン

---

1998年6月6日午後12時47分採択（ニューヨーク時間）  
全 会 一 致

〔仮訳〕

### 安 保 理 決 議 1 1 7 2

（日本、スウェーデン、コスタ・リカ、スロヴェニア共同提案）

安保理は、

1998年5月14日の議長声明（S/PRST/1998/12）及び1998年5月29日の議長声明（S/PRST/1998/17）を改めて確認し、

特に、全ての大量破壊兵器の拡散が国際の平和と安全に対する脅威を構成することを述べた1992年1月31日の議長声明（S/23500）に改めて言及し、

インド及びパキスタンにより実施された核実験という、核兵器の不拡散のためのグローバルな体制を強化することを目的とする国際的な努力に対する挑戦を深く憂慮し、また、地域の平和と安定に対する危険を深く憂慮し、

南アジアにおける核軍備競争の危険を深く憂慮し、また、このような競争を防ぐことを決意し、

核不拡散及び核軍縮に向けたグローバルな努力にとって、核兵器の不拡散に関する条約（NPT）と包括的核実験禁止条約（CTBT）が決定的に重要であることを改めて確認し、

1995年の NPT 再検討・延長会議において採択された核不拡散及び核軍縮の原則及び目的、さらに同会議が成功裡に終了したことを想起し、

NPT の全ての規定の完全な実施と効果的な履行に向けて、決意をもって行動し続ける必要性を確認し、また、NPT 第6条の下での核軍縮に関するコミットメントを達成するという5核保有国の決意を歓迎し、

国連憲章の下で負っている国際の平和と安全の維持に関する主要な責任に留意し、

1. インドが1998年5月11日及び13日に、また、パキスタンが1998年5月28日及び30日に実施した核実験を非難する。

2. 1998年6月4日のジュネーブにおける会合で発出された中、仏、露、英、米の外相による共同コミュニケ（S/1998/473）を支持する。
3. インド及びパキスタンに対し、これ以上核実験を実施しないよう要求するとともに、この関連で、全ての国に対し、CTBTの規定に従って、いかなるものであれ、核兵器の実験的爆発又はその他の核爆発を実施しないよう求める。
4. インド及びパキスタンに対し、情勢の悪化を防ぐために、最大限の自制を行わせ、また、威嚇的な軍事行動、越境侵犯、又はその他の挑発行動を行わないよう求める。
5. インド及びパキスタンに対し、両国間の緊張を除去するために、全ての未解決の問題、特に平和と安全に関する全ての問題について、両国間で対話を再開することを求めるとともに、カシミールを含む緊張の根本的原因に対処するための相互に受け入れ可能な解決策を見出すよう奨励する。
6. インド及びパキスタンが対話を開始するよう奨励する事務総長の努力を歓迎する。
7. インド及びパキスタンに対し、核兵器開発計画を中止し、核軍備化及び核配備を行わず、核弾頭搭載可能な弾道ミサイルの開発及び核兵器のための核分裂物質のいかなる生産をも中止し、大量破壊兵器及びこれらを搭載可能なミサイルに貢献する設備、物質又は技術を輸出しないとの方針を確認し、この関連で適切なコミットメントを行うことを求める。
8. 全ての国に対し、インド及びパキスタンの核兵器及び核兵器搭載可能な弾道ミサイルの開発計画に何らかの形で資することのある設備、物質及び関連技術の輸出を防止するよう奨励し、このような観点から採択され宣明された国家の方針を歓迎する。
9. インド及びパキスタンの実施した核実験が、南アジア及びその他の地域の平和と安定に与える悪影響への深い憂慮を表明する。
10. 国際的な核不拡散体制の礎としての、また、核軍縮推進のために不可欠の基礎としての、NPT及びCTBTへの完全なコミットメント、並びにこれらの条約の決定的な重要性を改めて確認する。
11. 国際的な核不拡散体制は維持され、強化されるべきであるとの確固たる確信を表明し、NPTに照らし、インドもパキスタンも核兵器保有国としての地位は認められないことを想起する。

12. インド及びパキスタンが行った実験は、核不拡散及び核軍縮に向けたグローバルな努力に対する深刻な脅威を構成することを認識する。
13. インド及びパキスタン、並びに NPT 及び CTBT に未加入のその他の全ての国に対し、これらの条約に遅滞なく無条件で加入することを求める。
14. インド及びパキスタンに対し、ジュネーブ軍縮会議における核兵器その他の核爆発装置のための核分裂性物質の生産禁止に関する条約（カット・オフ条約）の早期合意を目指し、前向きな精神でかつ既に合意されたマンデートに基づき、同条約の交渉に参加するよう求める。
15. 事務総長に対し、この決議を履行するためにインド及びパキスタンがとった措置につき、早急に安保理に報告するよう求める。
16. この決議の履行を確保するための最善の方法につき、更に検討する用意があることを表明する。
17. 引き続き本件に積極的に関与する。

インド及びパキスタンの核実験に対する  
我が国の措置の停止に関する内閣官房長官の談話

平成13年10月26日

1. 我が国は、98年5月のインド及びパキスタンによる核実験の実施に対し、同年5月13日、14日、29日の官房長官談話に基づき以下の措置をとった。
  - (1) 対インド及びパキスタン無償資金協力については、緊急・人道的性格の援助及び草の根無償を除き新規の協力は停止する。
  - (2) インド及びパキスタンに対する新規円借款は停止する。
  - (3) 国際開発金融機関による対インド及びパキスタン融資については慎重に対応する。
2. 我が国は、インド及びパキスタン両国に対し、核軍縮・不拡散に関する我が国の立場を繰り返し表明してきた。その結果、両国ともこれまで3年にわたり核実験モラトリアムを継続し、今後ともこれを継続する旨表明している。さらに、両国は核・ミサイル関連物質・技術の輸出管理についても、その厳格な実施を表明してきている。以上のとおり、我が国の措置は相応の成果をあげたと考えられる。
3. 我が国は、テロに対抗するための国際社会の結束をはかるうえでインド及びパキスタンの行っている努力を高く評価している。今次テロとの闘いにおいてパキスタンの安定と協力は極めて重要であり、我が国としては、国内的に大きな困難を抱えている同国を中長期的な観点から支援していくことが必要である。同時に、今後のテロへの取り組み及び南西アジア地域の安定化のために大きな役割を果たすことが期待されているインドに対して、我が国として積極的な関与を深めていく必要がある。
4. 以上の諸点に鑑み、今般、インド及びパキスタンに対する前述の措置を停止することとした。両国に対する具体的な援助の実施については、今後検討していくこととする。
5. 我が国は、今後ともインド及びパキスタン両国に対して、CTBT署名を含む核不拡散上の進展を引き続きねばり強く求めていく。また、核不拡散分野における両国の状況が悪化すれば、本措置の復活を含め然るべき対応を検討することとする。